

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第2号
 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則
 (平成20年規則第4号)第115条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。
 令和8年5月22日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室井 照平

1	委託業務番号	消委 第2号
2	委託業務名	消防救急デジタル無線設備更新整備実施設計業務委託
3	委託業務場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部管内一円
4	業種	建設コンサルタント(電気電子)
5	業務の概要	1 更新する消防救急デジタル無線設備全体の構成及び諸元的设计 2 新設基地局レイアウト設計 3 新設・既設基地局の無線チャンネル・回線・電源等に係る設計 4 既設基地局改修・補修に係る調査・設計 5 各種設計書・業務支援資料の作成
6	業務期間	契約締結の日 から 令和8年12月28日(月) まで
7	予定価格	8, 115, 800 円(消費税及び地方消費税込み)
8	最低制限価格	予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切捨)を下回る額での入札があった場合には、最低制限価格を設定する。この場合において、最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。
	① 最低制限価格の設定	最低制限価格は、入札額(消費税及び地方消費税込み。以下同じ。)の低い順に5者(入札参加者が5者に満たない場合は全ての参加者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件、業種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。)の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額(千円未満切捨)とする。ただし、その額が、予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切捨)を超える場合には、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切捨)を最低制限価格とする。 最低制限価格＝入札額の低い順に5者の平均額(税込)×0.9(千円未満切捨) ただし、最低制限価格≤予定価格×0.6(千円未満切捨)とする。
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(＝開札時をいう。)において次の①から⑦に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	① 名簿登録	会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
	② 登録内容	本組合に 建設コンサルタント(電気電子) の業種登録のある者
	③ 事業実績	1 消防救急デジタル無線設備更新整備に係る実施設計業務実績を複数有すること。 2 高機能消防指令システムの実実施設計業務において、消防救急デジタル無線との共通インターフェース接続を採用した業務実績を有すること。 3 消防救急デジタル無線設備の施工監理業務実績を、複数有すること。 4 総合通信局から直接免許を受けた消防救急デジタル無線対応(260MHz帯SCPC方式)の実験試験局無線装置を自己所有していること。なお、同無線設備は他者と共有して免許を受けた実験試験局でないこと。
	④ 技術者の配置	次の要件を満たす資格保有者を配置できること。(兼務は不可) 1 管理技術者 (1) 前項1の業務に従事した実績を有すること。 (2) 技術士(電気電子部門)または第1級陸上無線技術士の資格を有すること。 (3) 契約日時点において、3ヶ月以上の直接的または恒常的な雇用関係にあること。 2 照査技術者 (1) 前項1～3の業務に従事した実績を有すること。 (2) 第1級陸上特殊無線技士以上の資格を有すること。 (3) 契約日時点において、3ヶ月以上の直接的または恒常的な雇用関係にあること。
⑤	会津若松地方広域市町村圏整備組合の工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	

	⑥	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑦	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
10	入札参加の申込	
	① 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書(指定様式、閲覧時にお渡します。)
	② 提出方法	必ず指定様式によりFAXで送信すること。なお、送信後は確認のために電話連絡をすること。
	③ 提出先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課 財政グループ 電話 0242-25-1203 FAX 0242-25-1221
	④ 入札参加申込期間	令和8年5月22日(金) から 令和8年6月4日(木) まで (土日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
11	設計図書等の閲覧	
	① 閲覧場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 総務課 財政グループ (組合庁舎2階) 住所 会津若松市中央三丁目10-12 電話 0242-25-1203
	② 閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
12	設計図書の貸出	設計図書(CDデータ)については、希望者に貸出する。(データコピーも可) 希望者は、閲覧場所に来庁または連絡のうえ貸出を申し出、必要に応じ閲覧場所にて申請書に記入する。
13	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本業務委託に関する質問は、原則として質問書(指定様式)によりFAXで送信すること。なお、送信後は確認のために電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課財政グループ 電話 0242-25-1203 FAX 0242-25-1221
	③ 質問期限	令和8年5月29日(金) 午後3時まで
	④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、他の入札参加者についてもFAXで通知します。
14	入札方法	
	① 提出書類	入札書及び価格内訳書(指定様式)
		入札書及び価格内訳書は、封筒に同封し、封印(裏面に割印)すること。
		入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。また、価格内訳書の各小計額又は合計額に誤りがないこと。
② 入札方法	直接入札	
③ その他	代理人による入札の場合は、委任状を持参すること。	
15	入札(開札)日時等	
	① 入札(開札)日時	令和8年6月5日(金) 午前10時00分
	② 開札場所	会津若松市中央三丁目10-12 会津若松地方広域市町村圏整備組合庁舎 4階 災害対策室 電話 0242-25-1203
16	入札回数	初度のみの1回とする。
17	入札保証金	免除
18	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより組合消防本部に提出し、到着の有無を総務課財政グループに確認すること。なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。
		(提出先)会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課 財政グループ 電話 0242-25-1203 FAX 0242-25-1221

19	入札の無効	
	①	本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	②	地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
	③	その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札
20	契約事項	契約締結は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び会津若松地方広域市町村圏整備組合建築設計業務委託契約約款(著作権を発注者に譲渡)による他、会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約規程及び会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款を準用する。
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第101条の規定により、請負代金または契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、または契約保証金に代わる担保として有価証券または債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関または保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
	①	この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
	②	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
	③	会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあつては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間)に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。)
22	その他	
	①	当該入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
	②	応札者が1者の場合でも入札は実施する。
	③	契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする
	④	当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ入札に参加すること。
	⑤	入札結果(落札業者、落札金額等)については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ(http://www.aizu-kouiki.jp/)において閲覧が可能です。
	⑥	なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課 財政グループにお問合せください。 電話 0242-25-1203 FAX 0242-25-1221